

九州大学マス・フォア・インダストリ研究所規則

平成 22 年度九大規則第 148 号
施行：平成 23 年 4 月 1 日
最終改正：令和 3 年 4 月 27 日
(令和 3 年度九大規則第 20 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、九州大学学則（平成 16 年度九大規則第 1 号。以下「学則」という。）第 8 条第 3 項の規定に基づき、マス・フォア・インダストリ研究所（以下「研究所」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

(所長)

第 2 条 学則第 25 条の規定により、研究所に、所長を置く。

(副所長)

第 3 条 学則第 25 条の規定により、研究所に、副所長を置く。

2 副所長は、研究所の専任の教授をもって充てる。

(教授会)

第 4 条 学則第 31 条の規定により、研究所に、教授会を置く。

(拠点運営委員会)

第 5 条 学則第 12 条の 3 に規定する産業数学の先進的・基礎的共同研究拠点に、共同利用・共同研究の実施に関する重要事項であって所長が必要と認めるものについて、その諮問に応じるため、産業数学の先進的・基礎的共同研究拠点運営委員会（以下「拠点運営委員会」という。）を置く。

2 拠点運営委員会の組織、議事の手続その他必要な事項は、所長が別に定める。

(補則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、研究所の運営等に関し必要な事項は、教授会の議を経て、所長が定める。

附 則

1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 九州大学産業技術数理研究センター規則（平成 18 年度九大規則第 44 号）は、廃止する。

附 則（平成 25 年度九大規則第 9 号）

この規則は、平成 25 年 6 月 3 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日より適用する。

附 則（平成 26 年度九大規則第 106 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（平成 28 年度九大規則第 17 号）

この規則は、平成 28 年 7 月 29 日より施行する。

附 則（令和 3 年度九大規則第 20 号）

この規則は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。